相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市京町一六番地、最後の住所富山県高岡市京町一〇番一四号　被相続人　亡　長　ふみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日　富山県高岡市野村七二四番地野村第一ビル二〇四号　相続財産管理人　山口　敏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児市谷迫間三七五番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　織田　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日　事務所岐阜市神田町二丁目一二番地松久オフィスビル四階　相続財産管理人　弁護士　神谷　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区長良町二丁目七四番地、最後の住所愛知県豊明市沓掛町勅使八番地一〇五特別養護老人ホーム勅使苑　被相続人　亡　山田　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日　名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号　三博ビル五階　名古屋第一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野田　葉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西脇市大木町四二四番地一、最後の住所兵庫県西脇市大木町四二四番地の一　被相続人　亡　水谷　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日　兵庫県神戸市中央区八幡通四丁目二―一四トロア神戸ビル三階　相続財産管理人　弁護士　堀川　隆二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡串本町串本二五〇番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡串本町二色一六〇番地　被相続人　亡　畑中　ミヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日　和歌山県東牟婁郡串本町串本二三〇〇番地二　相続財産管理人司法書士　平田　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区湯来町大字伏谷一〇〇五番地、最後の住所広島市佐伯区湯来町大字伏谷甲一〇八一番地一　被相続人　亡　本谷　徳美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日　広島県大竹市白石一丁目二五番二二号、事務所広島市中区白島九軒町六番三号　相続財産管理人　川本　尚臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市恩田町四丁目三一九五番地六、最後の住所福岡県北九州市小倉北区大田町一四番二―二〇五号　被相続人　亡　濵本　利道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日　山口県宇部市常盤町二丁目一番二八号常盤町ビル　相続財産管理人　弁護士　佐藤　久典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市河原町一番地、最後の住所熊本市神水一丁目一四番一号　被相続人　亡　藤嶋　ハマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日　事務所熊本市中央区練兵町八八―三　宮田総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森枝　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡本部町字健堅一一六二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　荻堂　春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日　沖縄県国頭郡本部町字健堅一三四三番地　相続財産管理人　荻堂　孝子

無縁墳墓等改葬公告

天王院境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年六月五日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市鶴見区寺谷一丁目一七二番一

一、墳墓等の名称　天王院墓地

一、墓地番号及び最終埋葬者または墓所建立者　三五八　塩田家

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市鶴見区寺谷一―二―一　宗教法人天王院　代表役員　生方　常明

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　セッテソーニ株式会社　セッテソーニ株式会社　兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町二七―二一

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年六月五日　兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町二七―二一　セッテソーニ株式会社　代表取締役　森本　楽

第２期決算公告

平成24年6月5日

札幌市手稲区新発寒六条一丁目５番80号

株式会社ホームロジスティクス

代表取締役社長　似鳥　昭雄

貸借対照表の要旨（平成24年２月20日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,378	流動負債	2,965
固定資産	339	（うち賞与引当金）	(209)
		固定負債	17
		退職給付引当金	17
		株主資本	735
		資本金	490
		資本剰余金	105
		資本準備金	105
		利益剰余金	140
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	135
		（うち当期純利益）	(134)
資産合計	3,718	負債・純資産合計	3,718